

北杜市ホールにおける

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日作成
(令和2年6月23日改訂)

北杜市教育委員会生涯学習課

1. 目的

北杜市3ホールは地域の文化・芸術の振興等を目的に多数を集客する施設であり、音響設備の使用や音響・映像効果の観点からも閉鎖して使用するため、新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生するリスクがある場所です。

施設の管理者及び利用者は、施設の特性、事業等の規模や態様を踏まえ、施設内において管理業務に従事する者、来場者、出演者及びスタッフへの新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組む必要があることから北杜市ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成します。

2. 作成主体

北杜市教育委員会生涯学習課

3. 施設一覧

施設名（通称）	住 所
北杜市須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）	北杜市須玉町若神子 521 番地 17
北杜市長坂コミュニティ・ステーション	北杜市長坂町長坂上条 2575 番地 19
北杜市高根ふれあい交流ホール（ハヶ岳やまびこホール）	北杜市高根町村山北割 3315 番地

4. その他

このガイドラインは、国、山梨県による新たな基準の発表や変更等により山梨県が作成する施設

における感染拡大予防ガイドラインの作成基準が変更された場合は必要に応じて改定します。

北杜市ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日策定

(令和2年6月23日改訂)

北杜市教育委員会生涯学習課

1. 職員の感染防止対策

- (1) 施設職員は、業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば出勤を停止する。
- (2) 出勤後や、スイッチ、扉、ドアノブ等人が触れやすい場所に触れた後などは、手洗いや手指消毒を行う。
- (3) 清掃、消毒、ゴミの廃棄作業時はマスクと手袋を着用して行い、作業後は手洗いや手指消毒をする。
- (4) 対面、近距離での会話、大声での会話は避け、対面で会話をする場合は、1m以上の対人距離を確保する。
- (5) 施設内で業務にあたる者は、マスクの着用を遵守する。

2. 利用施設における対策

- (1) 施設職員は、人が触れやすい場所の消毒を定期的に行う。

(2) 施設内に消毒設備を設置する。利用者及び来場者に対して入館時や人が触れやすい場所に触れた後、トイレを使用した後等は手洗いや手指消毒を行うよう掲示を行う。

(3) トイレの衛生管理の徹底

- ・ トイレ使用後は蓋を閉めてから汚物を流すようトイレ内に表示をする。
- ・ ハンドドライヤーは使用禁止とする。

3. 貸館業務における感染予防対策

(1) 3つの密を避ける対策をとる。

① 密閉の回避

- ・ ホール使用中は空調設備を常に稼働させ、加えて使用前後、休憩時間（1時間に1回が目安）等に出入口の扉等を全て開放して換気を行う。
- ・ 歌唱、大声での発生、大きな動作を伴う内容である場合は、通常よりも休憩回数を増やす、時間を長くとる等の工夫をしてより一層換気に努める。
- ・ 開閉可能な窓がある楽屋、リハーサル室等は窓を開けて常時換気をしながら使用し、無い場合は30分に1回程度扉を開放して換気を行う。
- ・ 親子席および畳席がある場合は、これを使用しない。

② 密集の回避

- ・ ホール利用時の利用者、関係スタッフ、来場者の合計人数は200人までとする。
- ・ 利用者は、参加者が列を作って並ぶ場合は、1m以上の対人距離を保つようにする。
- ・ 密集の機会を作らないよう、入退場の際は客席の区画ごとに出入口を分ける、時間を区切る等の工夫をして人の動線が重ならないようにする。
- ・ 客席は四方をあけて座り、できる場合は人との距離を1m以上確保して使用する。
- ・ ステージ上は原則1m以上（大声の発生や大きな動作を伴う場合は2m以上）の対人距離を確保できる人数、方法により使用する。
- ・ 楽屋、リハーサル室は利用目安人数の半数以下で使用する。

③ 密接の回避

- ・ 楽屋等では、対面、近距離での会話は避け、1 m以上の対人距離を確保する。
- ・ 利用者および主催者は、入場者に握手・ハイタッチ等の接触を避けるよう呼びかけを行う。
- ・ 合唱、演劇等大きな声の発声や大きな動作を伴う場合は、舞台から客席までの距離を3m以上あけて使用する。
- ・ 催し物の最中に入場者が発声を伴うような態様はできるだけ避ける。
- ・ チケットのもぎり、現金の授受、チラシの配布等を行う場合は、極力人と人が接触しない方法で行う。
- ・ 施設職員は利用者が長時間施設内に滞在しないよう、利用者に対し利用後の速やかな退館を依頼する。

4. 利用者が行う感染防止対策

- (1) 利用者はマスクの着用を遵守し、関係スタッフ及び参加者に対して施設内でのマスクの着用について呼びかけを行う。
- (2) 利用者及びイベント等の主催者に対して入場制限の依頼をする。
 - ・ 関係スタッフ、参加者等の体調確認を行い、風邪(咽頭痛、咳など)、発熱、下痢、嘔吐等の症状がある場合は入場しないよう呼びかけを行う。
- (3) 利用者は、使用後にマスクと手袋を着用の上、人が触れやすい場所等の清掃や消毒を行う。また、利用の際に出たゴミはマスクや手袋着用の上回収し、原則持ち帰りをお願いする。
- (4) 利用者は会場に消毒薬を設置し、利用者、関係スタッフ、参加者等に対し、入場時、人が触れやすい場所に触れた後やトイレ使用後の手洗いや手指消毒の実施を呼びかける
- (5) 感染者が発生した場合に備え、利用者は参加者名簿を作成し保管する。利用者は名簿の作成・保管にあたっては、個人情報保護のため必要な対策をとる。

5. その他の対応

- (1) 施設管理者は本ガイドラインのチェックリストを作成し、施設職員はチェックリストに基づき確認を毎日実施し、生涯学習課へ報告を行う。
- (3) 施設管理者、施設職員及び利用者は、感染者が発生した場合には、保健所等が行う調査等に協力する。